

五か国農相会議の結果概要

平成14年7月
農 林 水 産 省

1．概略

- (1) 日 程：7月25日（木）～7月27日（土）
- (2) 場 所：奈良県奈良市（奈良新公会堂）
- (3) 出席者 日 本：武部農林水産大臣（議長）
 米 国：ヴェネマン農務長官
 E U：フィシュラー農業・漁業・農村開発委員
 豪 州：トラス農業林業大臣
 カナダ：ヴァンクリフ食品農産大臣

2．目的

五カ国農相会議は、日本、米国、EU、カナダ及び豪州の農業担当大臣が一堂に会し、WTO 農業交渉を含めた農政に関する各国の懸案に関し、幅広く意見交換を行い、閣僚間の信頼関係を醸成することにより、これらの懸案に取り組むことを目的とするものである。

我が国では初めての開催であり、武部大臣が議長として会議を主宰した。

3．議論の概要

(1) 農業と新技術の開発（議題1）

農業や食品産業の発展のためには、新技術の有する可能性を正当に評価した上で適切に研究開発・実用化を進めるべきこと、具体的には、バイオテクノロジー、食品の安全性・品質に関する技術、情報技術など消費者ニーズへの対応を高付加価値化、新たな市場の創造、環境の保全等のために積極的に活用すべきとの点では各国間の認識が一致した。

この場合の課題として、国際的な標準規格の作成や、キャパシティ・ビルディングを含め途上国のニーズに的確に応える必要性が指摘されたほか、食品の安全性に関する消費者の関心に的確に対応し、新技術への信頼性を確保することの重要性が強調された。

遺伝子組換作物等に関する各国の規制については、規制は科学的根拠に基づくべきとの点に共通認識がある中で、国際的調和を図ることにより貿

易制限的になることを避けるべきとの意見がある一方、科学的な見解が様々である中で国際的基準を作成することの困難性を指摘する国もあった。

この関連で、予防原則が濫用されないよう、その定義や運用の明確化が必要との指摘があったのに対し、予防的アプローチを強調しすぎることに懸念も表明された。また、遺伝子組換え技術については、事実に基づき、的確に消費者に情報伝達することが重要であるとの指摘があった。

(2) 農業の多面的機能等非貿易的関心事項（議題２）

非貿易的関心事項（NTC）を追求することが、各国にとっての正当な権利であることについては、共通の認識があった。農業に農業生産以外の様々な機能が存在し、その内容が各国ごとに多様であることについても共通認識があった。

他方で、農業の多面的機能の特性や、これを含むNTCを実現するための政策措置のあり方については、参加国間で様々な立場があった。複数の国から、NTCの実現のためには、的を絞った生産や貿易を歪曲しない政策措置をとるべき旨が強く主張された。一方、NTC実現のための政策には、例えば、食品の品質や動物愛護の目的のための表示等も含まれ、緑の政策だけで対応できるものではないとの主張もあった。

武部大臣からは、NTCが先進国・途上国双方にとって非常に重要である点は、多くの途上国の参加を得て開催された「NTCに関する閣僚会議」における議論からも明らかであること、NTCを実現するための政策措置については、特定の要素に的を絞った政策よりも、農業生産と全ての多面的機能の要素を包括的に視野に入れた政策が必要であり、また効率的でもあること等を主張した。

いずれにしても、この点について、引き続きWTO交渉等で議論を続けていくこととなった。

(3) 各国の農政改革と将来展望（議題３）

今後の農政改革の方向性について、特に消費者・市民社会の関心に的確に答えていく観点から包括的なアプローチが要請されていること、開発途上国への対応を重視していく必要があること、及び、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施の経験に照らせば、改革の過程は必ずしも容易ではないとの現実があることについては、参加各国の間でも共通の認識があった。

また、ウルグアイ・ラウンド合意後の各国の農政改革は最初のステップとして一定の評価ができ、最近、更に前進する動きもみられるものの、追

加的な保護政策の例もあり、いずれにしても各国の国内農業が他国の農業や貿易に及ぼす影響を十分考慮して一層の改革に取り組む必要があるとの指摘があった。

武部大臣から、我が国は、農業の構造改革を加速化するために価格制度の見直しや規制改革に大胆に取り組む一方、食の安全と安心に対する消費者の懸念と関心、農村環境の維持や農業の多面的機能の確保に一層配慮した政策を展開していること、農業分野について市場メカニズムへの統合を性急に進めることは、農業・農村に対して消費者・市民社会が求める社会的、環境的な役割とは必ずしも相容れないことに十分注意する必要がある旨発言するとともに、「食と農の再生プラン」について紹介した。

また、開発途上国への配慮についても、農業関係の技術協力を積極的に行っていることや途上国の WTO 交渉への積極的参加を促すための取組について紹介した。

今後、各国が困難な国内事情を抱えながら、改革に取り組んでいることを認識した上で、相互理解のために対話を継続することとなった。

(4) WTO 農業交渉に関する意見交換（議題 4）

農業交渉のプロセスについて、農業分野が新ラウンドの不可欠な要素であること、ドーハ閣僚会議で定められた交渉日程を遵守することが重要である旨が強調されたが、これに対して、交渉のスピードや内容の点で、農業分野と他の交渉分野とのバランスが確保されることが不可欠との指摘がなされた。

また、交渉における途上国の理解と参画を促進することが重要との認識が各国から示され、このため、キャパシティ・ビルディング等を含め五カ国が努力する必要があるとの点で認識が一致した。

更に、農業交渉を円滑に進める観点から、透明性の確保や他の交渉分野の進捗状況にも配慮しつつ、適切なタイミングにより閣僚による政治レベルでの関与も必要と考えられることについて、共通の認識があった。

モダリティの内容については、3分野の約束を行うための数値的な指針のみならず、例えば緑の政策の要件のようなルールの要素も含む必要があるという点では、各国とも異論はなかった。

武部大臣は、市場アクセス、国内支持、輸出競争の3分野だけでなく、非貿易的関心事項、途上国への特別かつ異なる待遇（S & D）を含めた各分野間のバランス、各国の関心の間のバランスを十分に反映してモダリティを作成することが必要と主張した。

さらに、輸出支援措置や輸出制限措置を規律するルールを強化し、輸入に関する規律とのバランスを確保すべきことや、市場アクセスの分野でも、非貿易的関心事項や品目ごとの生産・消費の実情を踏まえた柔軟性のあるモダリティを確立すべきことを強調した。

4．その他

- (1) 今回の奈良滞在中、会議とは別に、各国大臣と二国間会談を行い、今後の WTO 農業交渉の進め方等について意見交換を行った。
- (2) また、この機会を利用し、我が国が主張する多様な農業の共存の必要性、農業の多面的機能の重要性に対する各国の理解を促進すべく、奈良県明日香村の棚田等の視察（フィールドトリップ）を行った。